

第4章 周辺環境の一体的保全

周辺環境においては、百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全につとめるものとする。史跡百舌鳥古墳群の主要な部分は、都市公園として整備された大仙公園に分布しているものの、建築物が多い市街地の中に点在する古墳もあり、歴史的背景が改変されている。

本計画に基づき取組を進める周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とする。

史跡の保全は、文化財保護法に基づいて行われるものであるが、史跡以外の一体的な保全を図る方法については、都市計画法、景観法、都市公園法といった様々な個別法令などに基づく規制によって対応することになり、関係部局との連携は欠かせない。また、世界文化遺産登録に向けた資産の緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方のほか、都市計画の地域地区や景観条例に基づき、一体的な保全を図ることとする。

1. 史跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡の周辺環境を構成する要素には、大型古墳、その大型古墳に付随する古墳や隣接する古墳などの歴史的価値を有するもの、公園施設や博物館・展望台などの公開や活用にかかわる施設がある。

分類 古墳名称	史跡の周辺環境を構成する諸要素	
	歴史的価値を有するもの	公開や活用にかかわる施設
①いたすけ古墳	善右エ門山古墳	いたすけ公園
②長塚古墳	周濠	—
③収塚古墳	墳丘、周濠 仁徳天皇陵古墳(大山古墳) 孫太夫山古墳	大仙公園 周濠表示
④塚廻古墳	周濠、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	周濠表示
⑤文珠塚古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	—
⑥丸保山古墳	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	—
⑦乳岡古墳	墳丘、周濠	—
⑧御廟表塚古墳	墳丘、周濠	西高野街道、府指定天然記念物（百舌鳥のくす）
⑨ドンチャ山古墳	正楽寺山古墳	陵南中央公園
⑩正楽寺山古墳	ドンチャ山古墳	陵南中央公園
⑪鏡塚古墳	墳丘、周濠	—

分類 古墳名称	史跡の周辺環境を構成する諸要素	
	歴史的価値を有するもの	公開や活用にかかわる施設
⑫善右エ門山古墳	いたすけ古墳	いたすけ公園
⑬銭塚古墳	—	学校
⑭グワシヨウ坊古墳	旗塚古墳	大仙公園
⑮旗塚古墳	グワシヨウ坊古墳	大仙公園
⑯寺山南山古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 七観音古墳	大仙公園 七観山古墳跡展望台
⑰七観音古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 寺山南山古墳	大仙公園 七観山古墳跡展望台

2. 周辺環境の一体的保全の方法

百舌鳥古墳群は、大型前方後円墳とその古墳に付随、あるいは単独に存する中小の古墳からなる古墳群であり、史跡、未指定の古墳並びに、陵墓で構成されている。そのため、古墳群としての一体性を保つためには、関連する法規制並びに本計画に基づき関係部局との連携を図りつつ各古墳が浮かび上がるような景観形成への配慮が必要であるとともに、複数の古墳の繋がりやをいかに保つかを、古墳ごとに検討する必要がある。更に、大型前方後円墳と付随する古墳の関係が理解できるような景観の保全が必要である。

(1) 「百舌鳥・古市古墳群」世界文化遺産登録にあたっての緩衝地帯の考え方

『第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム』資料では、緩衝地帯の保全について、次のように記載している。

「百舌鳥・古市古墳群では、丘陵・谷などの自然地形や道路・鉄道など既存の土地利用形態を境界として、資産の分布範囲を取り囲むように緩衝地帯の範囲を設定しています。また、巨大前方後円墳は百舌鳥・古市古墳群の大きな特徴であることから、巨大前方後円墳とその周囲に衛星的に配置された古墳の分布範囲を、より強い規制によって重点的な保全を図っていくこととします（この範囲を「資産近傍」と呼びます）。」

「では、こうして設定した緩衝地帯において、どのような規制を行えば、百舌鳥・古市古墳群の価値を守ることができるでしょうか。百舌鳥・古市古墳群の大きな特徴である巨大前方後円墳は、緩衝地帯の保全を考えるうえでも重要です。また、古墳の荘厳な外観は外からの見え方を意識して造られたものですから、現在においても、古墳の見え方という観点から考えるべきでしょう。したがって、特異な形状をもつ巨大前方後円墳の姿を視認・実感できるような景観を保全することが、資産の価値を守るために重要と言えます。また、巨大前方後円墳の雄大性を感じられ、古墳と調和した景観の形成を図っていくことも必要です。さらに、より重点的な保全を図っていく範囲「資産近傍」では、巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見えるような景観、古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観など、巨大前方後円古墳に近接する地域としてふさわしい景観形成を進めていくことも重要

です。こうした景観の保全や形成を進めるためには、阻害要因となる可能性のあるものに対する制限が必要になります。そのため、百舌鳥・古市古墳群では、建築物の高さ、色彩などの形態意匠、屋外広告物の大きさ等に対して都市計画法・景観法・屋外広告物法などの適用による制限を設け、よりよい景観形成をめざしていきます。」

(2) 堺市における環境保全に関わる施策

本市では、平成23年度に堺市景観計画を施行している。その目的として、自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化や伝統など、都市化の中でも守り育まれてきた本市の豊かな景観資源を守り育み、更に、堺らしい景観形成のために、景観法に基づく建築物などの届出制度や都市計画との連携などの法的枠組みを活用した、より実効性のある良好な景観形成に向けた制度への転換と、地域特性に応じたメリハリのある景観施策の展開が必要であり、新しい時代にふさわしい景観形成を図るため、堺市景観計画を策定するものとしている。更に、重点的に景観形成を図る地域として「百舌鳥古墳群周辺地域」を設定している。

景観計画では、都市計画施策と連携しながら、大規模な建築物や工作物、屋外広告物の掲出に対し、景観計画の行為の制限(景観形成基準)に基づく景観誘導を図る。今後、これらの地域特性を踏まえた景観形成基準を策定し、都市計画法や景観法に基づく各種手法を活用するほか、景観重要建造物の指定や屋外広告物の掲出のあり方を検討するなど、きめ細かい景観形成を図っていく。また、景観は日々の都市活動の積み重ねで形成されるものであることから、景観協定をはじめとしたまちづくりのルール化の支援や、景観形成の担い手育成などにより、重点区域における住民主体の景観まちづくりの取組みを推進していく。

(3) 保全の方法

古墳周辺の環境保全について、先にあげた世界文化遺産登録にあたっての緩衝地帯の考え方などの関連計画や、第2章4であげた関連法規制にもとづき実施する。史跡の周辺環境に影響をおよぼす事業については、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会に諮ったうえで、百舌鳥古墳群の群としての一体性を図り、周辺環境の保全に努める。

第3種地区に共通する考え方については、①古墳周辺の環境保全(一般事項)として示す。更に、各古墳の保全方針及び、古墳ごとに異なる構成要素について、一般事項に加えて保全を図る必要がある事項は、②各古墳周辺の環境保全の項に示す。

①古墳周辺の環境保全（一般事項）

第3種地区

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	環境保全の方針	環境保全の方法
<p>墳丘 外濠・外提 近接する古墳 公園施設 学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ指定拡大などの保存措置を講じる。 ・古墳は周濠や外提、近接する古墳も含めた群として指定地周辺の環境を構成するものであり、地形や遺構の保存を通して歴史的環境の保全に努める。 ・史跡指定地となった場合は、該当する地区区分に基づいた保存管理を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地などは、史跡と一体となった歴史的環境及び景観として調和を図っていくものとする。 ・古墳の眺望点及び古墳の全景や背景として、建物の高さや色調に配慮した保全を図る。 ・周濠や外提は、掘削による遺構面の削平などが生じないように、各種法令などに基づいて適切な保全を図る。

②各古墳周辺の環境保全

番号	古墳名	史跡の本質的価値の保存状況	史跡の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
①	いたすけ古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され、保存が図られている。	外提は道路、住宅地、公園となっている。住宅と道路を挟んで、善右エ門山古墳が立地している。	生活の場であることを尊重しつつ、善右エ門山古墳と一体化した良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、いたすけ公園を視点場の中心として歴史的景観の保全に努める。 善右エ門山古墳と一体化した空間として修景を図る。
②	長塚古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
③	収塚古墳	墳丘の後円部が史跡に指定され、保存が図られている。	前方部と一部の周濠は公園計画地に、周濠の一部は公園、道路、住宅地となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、前方部、周濠の史跡指定を進める。大仙公園整備と連携を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への見通しや、同古墳に付随する孫太夫山古墳への眺望に配慮した樹林管理などを行う。
④	塚廻古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への見通しや眺望に配慮した樹林管理などを行う。
⑤	文珠塚古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	史跡外は、住宅地、道路となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の眺望に配慮した樹林管理などを行う。

番号	古墳名	史跡の本質的価値の保存状況	史跡の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑥	丸保山古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され保存が図られている。	史跡外は、住宅地、道路となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)の眺望に配慮した樹林管理などを行う。
⑦	乳岡古墳	墳丘の一部は史跡に指定され、保存が図られている。	周濠などは、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑧	御廟表塚古墳	墳丘及び周濠の一部は史跡に指定され、保存が図られている。	周濠の一部などは、道路、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、西高野街道や府天然記念物百舌鳥のくすと調和した歴史的景観の保全に努める。
⑨	ドンチャ山古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	開設されている陵南中央公園に位置する。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接する正楽寺山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑩	正楽寺山古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	開設されている陵南中央公園に位置する。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接するドンチャ山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑪	鏡塚古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。

番号	古墳名	史跡の本質的価値の保存状況	史跡の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑫	善右エ門山古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	道路、住宅地で主墳のいたすけ古墳との景観が分断されている。	将来的な追加指定までの間は、生活の間であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	いたすけ古墳と一体化した空間として修景を図る。
⑬	銭塚古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	学校敷地に位置する。	学校教育の間であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	学校と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑭	グワショウ坊古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され、保存が図られている。	開設されている大仙公園に位置する。	大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、旗塚古墳と並ぶ空間を修景し、歴史的景観の保全に努める。
⑮	旗塚古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され、保存が図られている。	開設されている大仙公園に位置する。	大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、グワショウ坊古墳と並ぶ空間を修景し、歴史的景観の保全に努める。
⑯	寺山南山古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され、保存が図られている。	大仙公園予定地に位置する。履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)と七観音古墳の間には道路があり、分断されている。	陵墓の履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の外濠・外提と、その付属する古墳の七観音古墳までを一体的に保全する。大仙公園整備と連携を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、七観音古墳と視覚的に連続した見通しや、七観山古墳跡展望台からの眺望に配慮した保全を図る。

番号	古墳名	史跡の本質的価値の保存状況	史跡の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑰	七観音古墳	墳丘は史跡に指定され、保存が図られている。	大仙公園に位置する。 履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)と寺山南山古墳の間には道路があり、分断されている。	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の外濠・外提とその付属する古墳の寺山南山古墳までを一体的に保全する。大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、寺山南山古墳と視覚的に連続した見通しや、七観音古墳跡展望台からの眺望に配慮した保全を図る。

3. 周辺住民生活との調和

百舌鳥古墳群は市街地に分布し、古墳の指定地の周辺は大半が住宅地となっている。そのため、古墳の周辺環境を考える上で、関係機関の連携や住民生活との調和が不可欠である。百舌鳥古墳群は、堺市歴史的風致維持向上計画においても、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」にみられるように、古くから住民の生活と密接に関わっている。同計画において、古墳の清掃・美化活動をはじめとする、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互に意識醸成を図る取組みがあり、本計画と密接に関連している。

他にも百舌鳥古墳群内には、景観計画において重点的に景観形成を図る「百舌鳥古墳群周辺地域」がある。景観計画では、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向けて、建築物の高さや色彩などの形態意匠を制限するために、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していくとしている。そして、景観まちづくりにあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が、地域の将来像を共有し、互いに連携して取組みを進める必要があり、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて、まちの景観が創り出されていることを理解し、法規制の遵守はいうに及ばず、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切とする。

今後、両関連計画をもとに古墳の整備や維持管理、モニタリングなど、古墳と関わりを持てる様々なツールを住民に提供し、それを契機として古墳を核とした新たなまちづくりや景観形成に住民が取組み、地域連携を強めていくことで、百舌鳥古墳群の歴史的な環境の保全と良好な住環境の形成の共存を図る。また、各種調査や植生管理、多様な機器を利用した情報発信、古墳めぐりやウォークラリーなどのイベントを地域の学校教育や生涯学習の中に組み込み、古墳や地形、環境を認識する機会を重ねることにより、生まれ育ったまちに対する誇りと、継承する意識をはぐくむことをめざす。

第5章 整備と公開・活用

1. 基本方針

国内でも特筆すべき巨大前方後円墳を複数有する百舌鳥古墳群において、史跡百舌鳥古墳群は中小規模の様々な規模や形態の古墳で構成された古墳群であり、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な事例である。このような史跡の本質的価値を確実に保存することに加え、史跡の価値を後世に伝えるために行う整備と公開・活用の基本方針について、次のとおり設定する。

(1) 整備

史跡を構成する墳丘、周濠などの明示など、整備を実施し公開する。さらに、古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。

墳丘は、現況の形状や植生の状況をふまえて整備を行う。築造当初の姿は、復元のほかに、説明板や模型の設置など、必要に応じて方法を検討する。史跡指定地内外における、園路や階段などの公開に関する施設の整備を推進する。立ち入りを可能とするため、周囲の住宅に配慮した史跡の公開範囲を設定し、動線や説明施設の整備を進め、来訪者を安全かつ適切に誘導する。説明板などの案内には、史跡の価値とその保護に対する理解と協力を得ていくために、分かりやすい案内の工夫に努める。

なお、史跡整備は、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査などの学術的調査を踏まえたものとする。また、史跡の本質的価値を構成する諸要素については、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため、適切な維持管理に努めるとともに必要に応じて保存のための整備を推進する。更に、各施設の整備には、史跡として良好な景観形成に資するよう留意する。

古墳の保存のために行う緊急的な措置は、その後の本格整備の支障とならない範囲で実施する。

(2) 公開・活用

整備や公開は、市民との協働を図り実施する。整備後の公開・活用については、史跡を取巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資源と連携し、市民に親しまれる多面的活用を推進する。さらに、整備後は、市内外の小中学校などの学習など学校教育及び生涯学習に資する場として提供する。

(3) 情報発信

史跡や整備に関連する情報発信は、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行うものとする。史跡百舌鳥古墳群での位置づけや、史跡指定や整備に至る経過、周辺の古墳や遺跡の情報を明記するものとする。また、百舌鳥・古市古墳群として世界文化遺産登録をめざした取組みや古墳群としての保存管理に取り組まれている関係団体と連携することで、百舌鳥古墳群のより広範的な情報発信に取り組むものとする。

2. 整備の推進方法

(1) 段階的な整備

本計画対象としている各古墳は全て堺市の市街地に位置するが、公有化され公園内に位置するものから、民地に立地し公有化や追加指定に時間を要するもの、近隣住民の生活に配慮を要するもの、公道からの接道が限られ整備や公開活用に支障があるものなど、古墳を取巻く環境は大きく異なっており、多様な条件のなかで、保存や整備を推進しなければならない。このため、整備は公有化状況や調査の進捗状況、更に緊急性や保存のために必要な条件が整っているなどの各古墳の状況に応じて、段階的に進めるものとする。

本格的な整備にむけて、諸問題を解決する取組みを進めると同時に、既に公有化された土地において、暫定的な整備・公開・活用を行い、史跡の本質的価値を伝える取組みを行うことは、問題解決に要する期間が長期になると見込まれる本史跡では、有用な課題の一つと考える。現在、遺構表示や普及啓発の取組みを行っているが、史跡の本質的価値が浸透しているとはいいがたい。今後は、更に持続的な暫定活用を行い、積極的に史跡の本質的価値を伝えていかなければならない。整備可能な個所については、史跡全体の将来像や史跡整備への理解を深めるため、部分的な整備も検討する。また、公園などの公有地となっている第3種地区並びに周辺地での整備にあたっては、関係部局と連携して当該史跡に関連する遺構の保全を図るとともに、周辺環境に配慮するものとする。

保存管理にかか る地区区分	第1種地区 史跡指定地内 公有地	第2種地区 史跡指定地内 民有地	第3種地区 史跡指定地外 公有地・民有地	備考
史跡整備	優先的に整備	整備を促進	将来的に整備	公有化後 に国庫補 助金等の 活用
発掘調査	優先的に調査 整備、保存を前提	調査を促進 整備、保存を前提	確認調査を実施し、 遺構保全を協議	国庫補助 金等の活 用
土地公有化	公有化済	公有化を促進 (将来的に所有者 の意思を尊重して 公有化を実施)	将来的に指定拡大 の措置を検討 指定後に公有化を 図る	

(2) 整備のための組織づくり

史跡の日常的な維持管理の措置を行う場合を除き、史跡整備については、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の指導・助言を踏まえながら、実施するものとする。また、整備計画等の策定、整備工事の発注や管理、環境整備等における整備後の維持管理等に関して、必要に応じて関係部局と協議、調整を行う。

3. 各古墳の整備の考え方

No.古墳名
1：整備方針 2：整備の主要項目
①いたすけ古墳 1：裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。 浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにするとともに、周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘裾部の護岸保全 墳丘への誘導と修景整備
②長塚古墳 1：住宅に囲まれているため、枯損木や墳形の視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。 道路に接する後円部側を対象として、部分的な整備や動線を検討する。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘保護のための下草の育成 部分的な公開の検討
③収塚古墳 1：墳丘の形態をよく観察できるよう公有地化前の構造物を撤去するとともに、樹木や笹類を剪定や除去を行い、墳丘の視認化をはかる。 埋没した周濠や削平された前方部の追加指定・公有化が完了した時点で、整備を実施する。整備は、墳丘への動線確保などを行うとともに、周濠や前方部の平面形が理解できるような表示や説明施設の設置を行う。 仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への眺望を確保する。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘への誘導と修景整備 削平、埋没した遺構の表示

<p>④塚廻古墳</p> <p>1：墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかるとともに、下草の育成を促し墳丘の保護を図る。</p> <p>公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。</p> <p>仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への眺望が可能な修景を実施する。</p> <p>2：樹木の剪定や間伐</p>
<p>⑤文珠塚古墳</p> <p>1：墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかるとともに、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。更に、墳丘の削平跡の保護を行う。</p> <p>公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）への眺望が可能な動線を設定する。</p> <p>2：樹木の剪定や間伐</p> <p>墳丘保護のための下草の育成</p> <p>部分的な公開の検討</p>
<p>⑥丸保山古墳</p> <p>1：前方部の墳丘が見学できるような動線を確保する。</p> <p>侵食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。</p> <p>後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議したうえで実施する。</p> <p>2：部分的な公開の検討</p> <p>宮内庁と連携した整備、活用</p>
<p>⑦乳岡古墳</p> <p>1：公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。</p> <p>墳頂部の石棺についての説明施設の方法を検討する。</p> <p>西側の急斜面への安全確保をふまえた整備を実施する。</p> <p>2：部分的な公開の検討</p> <p>埋葬施設の公開方法検討</p>
<p>⑧御廟表塚古墳</p> <p>1：緑の広場として開放され、墳丘への動線が確保されている。階段や園路などの施設が経年のため劣化しているため修復する。</p> <p>公有化が完了した時点で、整備を実施する。墳丘の視認を図るために竹林を伐採するとともに、墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。</p> <p>2：既存施設の修復。</p> <p>樹木の剪定や間伐</p>

⑨ドンチャ山古墳

- 1：陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。
小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。
消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。
近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。
- 2：説明施設の整備
正楽寺山古墳と一体的に整備

⑩正楽寺山古墳

- 1：陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。
小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。
消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。
近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。
- 2：説明施設の整備
ドンチャ山古墳と一体的に整備

⑪鏡塚古墳

- 1：墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や説明施設の設置を行う。
民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう導線を設定する。
公有化が完了した時点で、整備を実施する。
- 2：埋没した遺構の表示

⑫善右エ門山古墳

- 1：墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。
方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。
隣接する、いたすけ古墳と連携した整備を行う。
公有化が完了した時点で、整備を実施する。
- 2：墳丘保護のための下草の育成
いたすけ古墳と連携した整備

⑬銭塚古墳

- 1：古墳保護のための整備が完了している。学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。
- 2：視点場の確保

⑭グワシヨウ坊古墳

1：大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。

繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。

また、墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような説明施設の設置を行う。また、調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。

隣接する、旗塚古墳と一体的に整備を行う。

2：樹木の剪定や間伐

旗塚古墳と一体的に整備

⑮旗塚古墳

1：大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。また、現在は削平されて視認できない造出しが理解できるような整備や説明施設の設置を行う。

隣接する、グワシヨウ坊古墳と一体的に整備する。

2：樹木の剪定や間伐

グワシヨウ坊古墳と一体的に整備

⑯寺山南山古墳

1：寺山南山古墳が履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の付随する古墳であることが理解できるような整備を実施する。

墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定する。また、墳形の把握が困難であるため、方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。

隣接する、七観音古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)への眺望を確保する。

2：樹木の剪定や間伐

近接する古墳への眺望の確保

⑰七観音古墳

1：大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備にあたる。

暫定的な整備として、説明板の改修を行い、将来的には、植栽の検討とともに、古墳としての景観整備を実施する。

隣接する、寺山南山古墳と一体的に整備を行うとともに、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)への眺望を確保する。

2：説明施設の改修

近接する古墳への眺望の確保

第6章 運営方法と体制整備の方針

1. 保存管理体制の整備と役割分担

史跡百舌鳥古墳群は、次世代へ引き継ぐべき貴重な遺産であり、有効な保存管理と活用をめざしていく。史跡指定地の適切な保存管理は、本市並びに所有者によりそれぞれ適切な保存管理を行うことを基本とする。将来的には、本市を中心とした維持管理や公開活用事業の充実を図るため、多様な形で史跡の保存活用の活動が広がるよう体制整備に取り組むものとする。

史跡を適切に保存管理していくため、文化財保護法及び本計画に基づき、文化庁並びに大阪府教育委員会の指導のもと、史跡の保存管理、現状変更等の許可に係る事務などを行っていくとともに本市と所有者などにより十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。本市所有史跡指定地にあたっては、関係部局の協議、調整のうえ維持管理に努めるものとする。

2. 保存管理の体制

保存管理の実施にあたっては、本市文化部文化財課が担当となり、文化庁、大阪府教育委員会の指導、協議のもとを進める。更に庁内連携体制の充実を図るとともに、指導及び助言を得るため有識者が組織する堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会を継続して運営し、史跡の保存活用全般にかかる適切な体制を整えるものとする。

また、市民と連携して史跡の保存活用に取り組むことは、百舌鳥古墳群に対する理解を促すとともに、史跡が身近なものとして愛着を深めることにもつながる。今後、地域づくりや歴史学習の場としての活用を進めるための仕組みや体制づくり、人材育成の方法を検討し、市民との連携を進めていく。

3. 市民と連携した管理運営

これまで、百舌鳥古墳群の保存管理については、公有地を対象に文化財課によって保存管理が行われてきた。しかし、史跡を将来にわたり良好な状態で保存するには、市民の史跡に対する理解や、現在まで守り伝えてきたという誇りが大切であり、市民や地域団体と連携した史跡を活用するネットワークの構築が必要である。これにより、史跡の保存管理がより適切に行われ、見学者へのきめ細かな対応が可能となるほか、市民の史跡への愛着心が育まれていくことにつながる。さらに、小・中学校の歴史学習の場として、学校教育現場と連携することで、文化財を大切にし、地域に誇りを持つ人づくりが重要である。

本市では、市民に百舌鳥古墳群への理解と関心を深め、古墳群に対する保護意識の醸成と歴史文化資源を活かした都市魅力の向上を図るため、関係部局と連携した取り組みが行われている。

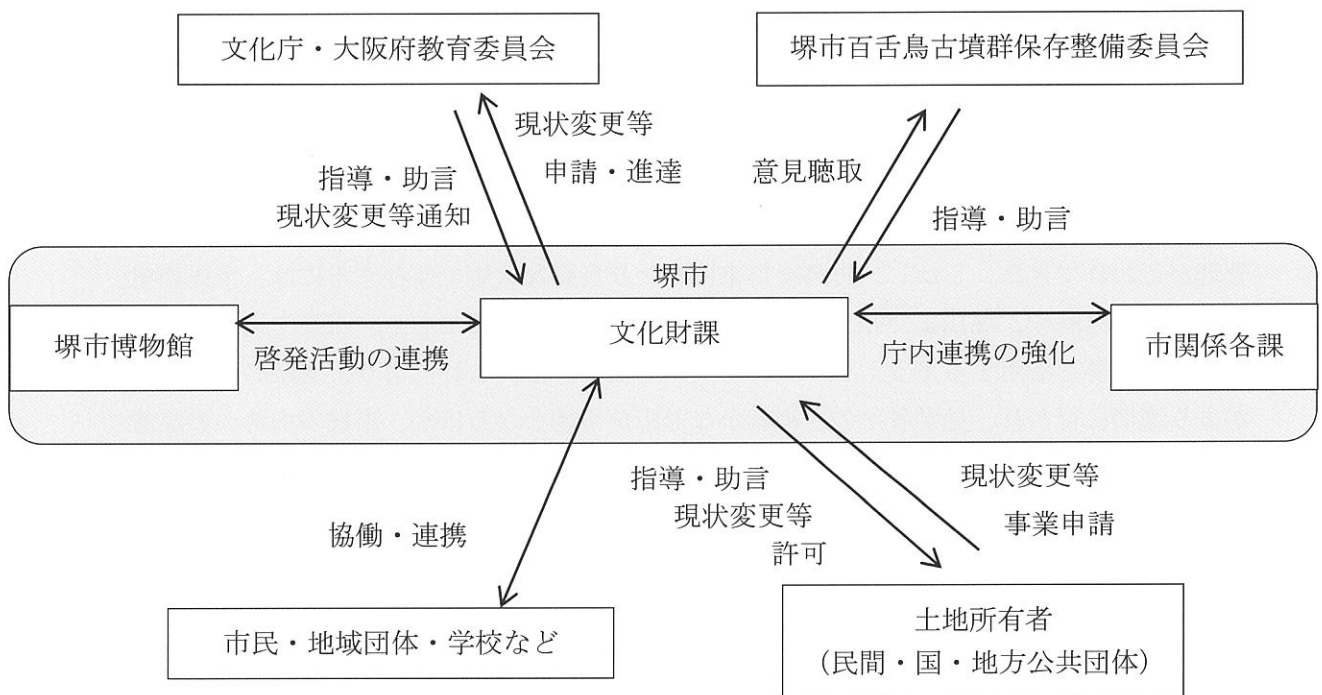
「生涯学習まちづくり出前講座」のメニューに、「百舌鳥・古市古墳群を世界文化遺産に」や「堺の文化財について」があり、学校や市内の地域団体を対象に講座を実施するほ

か、講演会・シンポジウムや発掘調査現地説明会などの開催によって百舌鳥古墳群の歴史的価値及び地域資源としての価値を深める取組みをしている。また、大仙公園内に位置する堺市博物館では、百舌鳥古墳群ガイダンスコーナー、百舌鳥古墳群の出土品展示をはじめ連続講座、ウォークラリーなどを開催し、百舌鳥古墳群の啓発に努めている。

このほかに、市民や地域団体の取組みとして、周辺の自治会や地域団体などによる古墳の清掃活動が行われ、幅広い年齢の人たちの参加でその活動の輪が少しずつ広がっている。さらに、いたすけ古墳の濠の水質浄化に取り組む地元高校の活動が継続して行われている。

今後は、講演会や展示など、百舌鳥古墳群の価値を市民と共有する活動を継続し、史跡の価値を啓発するとともに、関係部局と連携し市民とともに史跡の適切な保存管理を進めていく取組みを推進する。さらに、保存活用のみならず、整備や解説などにおいても、市民との連携や協働を促進すべく、その仕組みや体制づくりの検討を進める。

市民にとってかけがえのない緑地である古墳群の環境保全に、市民が意義や楽しみを感じながら参加できる仕組みや、百舌鳥古墳群に関する正しい情報を伝達するための人材育成の方法を検討する。また、健康増進事業との効果的な連携により市民に関わる多様な公開・活用のあり方や史跡を活かした地域づくりといった多角的な観点での取組みを進める。



4. 持続的運営のための定期的確認

史跡を良好な状態に保つためには、定期的なモニタリングが不可欠である。モニタリングを実施することで、史跡の定期的な日常管理の有効性を実感し、所有者と課題を共有・保護の意識を向上させる。

モニタリングの対象と状況は次表のとおりとするが、モニタリングを継続する中で更に必要な項目が生じた場合には適宜見直しを図るものとする。

対象	状 況
墳丘	盛土の崩落・流出状況
	墳丘裾の水際の浸食状況
	葺石・埴輪などの露出状況
	動物などによる損壊、汚損
	市民の立入りによる墳丘への影響
	植生の生育、枯渴、枯損、折損
	植生の密度と植栽範囲
	外来植物の育成状況
周濠	水質
	水草の発生、植物の繁殖状況
	カメ、魚の外来種の生息状況
	不法投棄
	防護フェンスなどの損壊
	護岸のクラック・割れ
	流入・流出する開渠水路の堆積物・目詰まり
堤	植生の生育、枯渴、枯損、折損
	植生の密度と植生範囲
	盛土の崩落、流出状況
	護岸のクラック、割れ
その他 (全体として)	古墳からの眺望と周辺からの古墳への眺望
	周辺環境・景観
	説明板・囲柵の状況
	民家の状況
	水路・道路の状態

